

16 略										
17 略										
18 略										
19 同法第29条第1項の規定による有料老人ホームの設置の届出の受理										
20 同法第29条第2項の規定による有料老人ホームの届出事項の変更の届出の受理										
21 同法第29条第3項の規定による事業の廃止又は休止の届出の受理										
22 略										
23 略										
24 略										

略

五 略

9 略										
10 略										
11 同法第20条の9第1項の規定による老人福祉計画の策定										
12 略										
13 略										
14 略										
15 略										

略

五 略

子 育 で 支 援 総 室	一 児童福祉法に基づく知事の権限に属する事務(子ども発達支援室の所掌事務に係るものを除く。)	1 同法第6条の3第1項の規定による里親の認定									
		2 同法第11条第4項の規定による里親への情報の提供等の業務に係る事務の委託									
		3 同法第17条第4項の規定による児童委員の指導監督									総合事務所長
		4 同法第18条の8第2項の規定による保育士試験の施行									
		5 同法第18条の18第1項の規定による保育士の登録									
		6 同法第18条の18第3項の規定による保育士登録証の交付									
		7 同法第18条の19第1項の規定による保育士の登録の取消し									
		8 同法第18条の19第2項の規定による保育士の登録の取消し又は保育士の名称の使用の停止命令									
		9 同法第18条の20の規定による保育士の登録の削除									
		10 同法第20条第1項の規定による療育の給付									

11	同去第21条の3第1項の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定								
12	同去第21条の3第4項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託								
13	同去第21条の4第1項の規定による指定療育機関の管理者に対する報告の要求及び診療録等の検査								
14	同去第21条の4第2項の規定による診療報酬の支払の一時差止め								
15	同去第21条の5の規定による医療の給付等								総合事務所長
16	同去第21条の10の4の規定による市町村長への届出								総合事務所長
17	同去第22条第1項及び第23条第1項の規定による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護								福祉事務所長
18	同去第25条の7第1項第3号及び第2項第4号、第25条の8第4号並びに第26条第1項第5号の規定による児童自立生活援助の実施の報告の受理								児童福祉所長
19	同去第27条第1項、第2項及び第5項並びに第27条の2第1項の規定による児童の措置								児童福祉所長
20	同去第27条の3の規定による家庭裁判所への送致								児童福祉所長
21	同去第28条の規定による保護者から隔離の措置								児童福祉所長
22	同去第29条の規定による児童の住所等への立入調査の実施及び身分を証明する証拠の交付								児童福祉所長
23	同去第30条第1項及び第2項の規定による同居児童の届出の受理								児童福祉所長
24	同去第30条の2の規定による児童の保護についての指示及び報告の徴収 (一) 町村の区域に所在する助産施設、母子生活支援施設、保育								総合事務所長

											所及び児童厚生施設の長に係るもの (二) 市の区域に所在する助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設の長に係るもの (三) (一) 及び(二)以外の児童福祉施設の長に係るもの並びに同法第30条第1項に規定する者に係るもの	児童福祉所長
											25 同法第31条の規定による在所滞留の延長	児童福祉所長
											26 同法第33条第2項の規定による児童の一時保護	児童福祉所長
											27 同法第33条第4項の規定による一時滞留期間の延長	児童福祉所長
											28 同法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助事業を行う者への委託及び相談等の補助等	児童福祉所長
											29 同法第33条の6第2項の規定による申請書の受理	児童福祉所長
											30 同法第33条の6第3項の規定による連絡及び調整	児童福祉所長
											31 同法第33条の6第4項の規定による申込みの追加	児童福祉所長
											32 同法第33条の6第5項の規定による情報の提供	児童福祉所長
											33 同法第33条の14第1項の規定による事実確認のための措置	児童福祉所長
											34 同法第33条の14第2項の規定による保護を図るための措置	児童福祉所長
											35 同法第33条の14第3項の規定による通知の受理	児童福祉所長
											36 同法第33条の15第1項の規定による通知の受理	児童福祉所長
											37 同法第33条の15第2項の規定による児童福祉審議会への報告	児童福祉所長
											38 同法第33条の16の規定による措置等の公表	児童福祉所長
											39 同法第34条の3の規定による児童自立生活援助事業又は小規模生居型児童養育事業に係	児童福祉所長

届出の受理									
40 同去第34条の4第1項の規定による報告の徴収又は立入検査等の実施									総合事務所長
41 同去第34条の5の規定による事業の制限又は停止の命令									
42 同去第34条の11の規定による一時預かり事業に係る届出の受理									児童福祉所長
43 同去第34条の13第1項の規定による報告の徴収又は立入検査等の実施									
44 同去第34条の13第3項の規定による措置命令									
45 同去第34条の13第4項の規定による事業の制限又は停止の命令									
46 同去第34条の14の規定による養育里親名簿の作成									
47 同去第34条の15第2項の規定による養育里親名簿からの抹消									
48 同去第35条第4項の規定による児童福祉施設の設置の認可 (一) 町村の区域に所在する助産施設、保育所及び児童厚生施設に係るものうち、一部変更に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
49 同去第35条第7項の規定による児童福祉施設の休廃止の承認									
50 同去第46条第1項の規定による報告の徴収及び関係者への詢問又は立入検査の実施 (一) 保育所並びに町村の区域に所在する助産施設及び児童厚生施設に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
51 同去第46条第3項の規定による必要な改善の催告及び命令 (一) 保育所並びに町村の区域に所在する助産施設及び児童厚生施設に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
52 同去第46条第4									

		施設に係るもの (二) (一)以外の 児童福祉施設に 係るもの																		
三 児童福祉 法施行規則 (昭和23年 厚生省令第 11号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1	同令第6条の36 の規定による保育 士登載簿の訂正																		
	2	1に掲げるもの 以外のもの																		児童福祉所長
四 里親が行 う養育に関 する最低基 準(平成14 年厚生労働 省令第116 号)に基 づく知事の権 限に関する 事務	1	同令第2条第1 項の規定による指 導又は助言																		児童福祉所長
	2	同令第14条の規 定による報告又は 届出の受理																		児童福祉所長
五 児童虐待 に関する法律 (平成12年 法律第82 号)に基 づく知事の権 限に関する 事務	1	同法第8条の2 の第1項、第9条第 1項及び第9条の 2第1項の規定に よる身分を証明す る証書の交付																		児童福祉所長
	2	同法第8条の2 第1項の規定によ る出頭要求																		児童福祉所長
	3	同法第8条の2 第2項の規定によ る出頭を求める際 の書面による告知																		児童福祉所長
	4	同法第8条の2 第3項の規定によ る出頭の求めに応 じない場合の立入 調査等の実施																		児童福祉所長
	5	同法第9条第1 項の規定による児 童の住所等への立 入調査等の実施																		児童福祉所長
	6	同法第9条の2 第1項の規定によ る児童同士の再出 頭要求																		児童福祉所長
	7	同法第9条の3 第1項の規定によ る児童虐待の疑い のある児童の住所 等の隠蔽又は当該 児童の捜索																		児童福祉所長
	8	同法第9条の3 第2項の規定によ る隠蔽又は捜索に 係る必要な調査等																		児童福祉所長
	9	同法第9条の3 第3項の規定によ る同条第1項の許 可状を請求する際 の資料の提出																		児童福祉所長
	10	同法第9条の3 第5項の規定によ る同条第1項の許 可状の交付																		児童福祉所長
	11	同法第11条第3 項の規定による指 導を受けない保護 者に対する勧告																		児童福祉所長

	12	同去第11条第4項の規定による同条第3項の催告に従わない場合の必要な措置							児童福祉所長
	13	同去第12条の4第1項の規定による保護者へのはいかひ等の禁止命令							
	14	同去第12条の4第2項の規定によるはいかひ等の禁止命令の期間の更新							
	15	同去第12条の4第3項の規定による強制の実施							
	16	同去第12条の4第4項の規定による命令書の交付							
	17	同去第12条の4第6項の規定による命令の取消し							
	18	同去第13条の規定による児童福祉司等からの意見の聴取							児童福祉所長
	19	同去第13条の4の規定による児童福祉審議会への報告							
六	売春防止法(昭和61年法律第118号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同去第34条第2項の規定による要保護女子の保護更生のための必要な措置							婦人福祉所長
		2 要保護女子の一時保護の決定							婦人福祉所長
七	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同去第3条第3項の規定による配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための必要な措置							中宿総合事務所長 西室総合事務所長 婦人福祉所長
		2 被害者の一時保護の決定							婦人福祉所長
八	母子及び寡婦福祉法(昭和69年法律第129号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同去第13条第1項及び第3項(同去第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による資金の貸付金の決定							総合事務所長
		2 同去第14条(同去第32条第3項において準用する場合を含む。)の規定による母子福祉団体に対する資金の貸付金の決定							
		3 同去第22条第1項(同去第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定による母子家庭等日常生活支援事業を行う者に対する報告の請求又は質問若							

		しくは事務所への 立入検査の実施								
		4 同法第23条(同 法第23条第4項に おいて準用する場 合を含む。)の規 定による母子家庭 等日常生活支援事 業の制限又は停止 の命令								
		5 同法第31条の規 定による給付金の 支給の決定								総合事務所長
九 母子及び 寡婦福祉法 施行令(昭 和18年政令 第224号) に基づく知 事の権限に 属する事務	1	同令第11条(同 令第38条におい て準用する場合を 含む。)の規定よ る修学資金の交付 の停止又は継続の 決定								総合事務所長
	2	同令第12条(同 令第38条におい て準用する場合を 含む。)の規定よ る修学資金等の貸 付けの停止の決定								総合事務所長
	3	同令第13条(同 令第38条におい て準用する場合を 含む。)の規定よ る資金の貸付けの 停止の決定								
	4	同令第15条第1 項第3号(同令第 38条におい て準用 する場 合を 含む。)の規定よ る母子福祉団体に 対する承認								
	4の2	同令第15条 第2項第1号(同 令第38条におい て準用する場合を 含む。)の規定よ る母子福祉団 体からの報告の徴収 及び事務所等への立 入検査の実施								
	5	同令第16条(同 令第38条におい て準用する場合を 含む。)の規定よ る貸付金の一時償 還の決定 (一) 母子福祉団 体に係るもの (二) (一)以外の もの								総合事務所長
	6	同令第17条(同 令第38条におい て準用する場合を 含む。)の規定よ る違約金の徴収金 額の決定 (一) 母子福祉団 体に係る違約金 に係るもの (二) (一)以外の もの								総合事務所長
	7	同令第19条(同 令第38条におい て準用する場合を 含む。)の規定よ る償還金の支払の 猶予の決定								

	(一) 母子福祉団体に係る償還金に係るもの								総合事務所長
	(二) (一)以外のもの								総合事務所長
	8 同令第29条の規定による給付金を支給する教育訓練の指定								総合事務所長
	9 同令第30条の規定による資格の決定								
十 児童扶養	1 同法第6条第1項の規定による受給資格及び手当の額の認定								
事務	2 同法第8条の規定による手当の額の改定								
	3 同法第14条の規定による支給の停止								
	4 同法第15条の規定による支払の一時差止め								
	5 同法第16条の規定による未支払手当の支払の決定								
	6 同法第29条の規定による質問、書類等の提出の命令及び検察の命令								
	7 同法第30条の規定による資料の提供要求等								
	8 同法第31条の規定による手当の支払の調整								
十一 社会福	1 福祉保健業の項の8、10及び12に掲げる事務								
祉法に基づ	2 福祉保健業の項の7、9及び11の(二)に掲げる事務								
く知事の権	(子育て支援室の設置に係るものに限る。)								
限に属する									
事務									
十二 災害遺	1 市町村への助成に係る事務								総合事務所長
児手当助成									
条例(昭和									
47年鳥取県									
条例第5号)									
及び災害遺									
児手当助成									
法第15号)									
に基づ									
く知事の権									
限に属する									
事務									
十三 鳥取県	1 同条例第3条の規定による入学の許可								保育専門学院長
立保育専門									
学院の設置									
及び管理に									
関する条例									
(昭和38年									
鳥取県条例									
第6号)に									
基づく知事									
の権限に属									保育専門学院長

する事務									
十四 鳥取県立保育専門学校学則（昭和53年鳥取県学則第16号）に基づく知事の権限に属する事務	1 全ての事務								保育専門学校長
十五 学校教育法に基づく知事の権限に属する事務（私立幼稚園に係るものに限る。ただし、青少年・文藝系の所掌事務に係るものを除く。）	1 同法第4条第1項の規定による私立学校の設置及び廃止、設置者の変更等の認可								
	2 同法第10条の規定による私立学校の校長を決定した旨の届出の受理								
	3 同法第13条の規定による私立学校の閉鎖の命令								
十六 私立学校法に基づく知事の権限に属する事務（私立幼稚園に係るものに限る。ただし、青少年・文藝系の所掌事務に係るものを除く。）	1 同法第6条の規定による私立学校に対する教育の調査、統計その他に關し必要な報告書の提出の要求								
十七 私立学校法附加成法に基づく知事の権限に属する事務（私立幼稚園に係るものに限る。）	1 同法第12条第1号の規定による学校法人の業務又は会員の状況に關する報告の徴収等								
	2 同法第14条第2項の規定による学校法人の財産簿に關する書類及び収支予算書の届出の受理								
	3 同法第14条第3項の規定による監査報告書に記載する事項の指定及び監査報告書の添付を要しない場合の許可								
十八 教育職員免許法等に基づく知事の権限に属する事務（私立幼稚園に係るものに限る。）	1 同法第14条の規定による授与権者への通知								
十九 母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第18条の規定による2,500グラム未満の乳児の出生の届出の受理								総合事務所長
	2 同法第19条第1項の規定による未熟児の保護者訪問及びその指導の実施								総合事務所長
	3 同法第19条第3項の規定による訪問指導を行う旨の								総合事務所長

則(平成11年総務府令第31号)に基づく知事の権限に属する事務	2 同令第9条第1項又は第2項の規定による事業計画書等の受理																				
	3 同令第9条第3項の規定による報告等の請求																				
六 鳥取県地球温暖化対策条例(平成21年鳥取県条例第36号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第5条第51項の規定による措置及び施策の実施の状況の公表																				
	2 同条例第8条第1項の規定による特定事業者の取組計画の受理																				
	3 同条例第8条第3項の規定による特定事業者の取組計画の概要の公表																				
	4 同条例第8条第4項及び第5項の規定による特定事業者の取組計画の変更の届出及び達成状況の報告の受理																				
	5 同条例第8条第61項において準用する同条例第8条第3項の規定による特定事業者の取組計画の変更及び達成状況の概要の公表																				
	6 同条例第9条第1項の規定による特定事業者以外の事業者の取組計画の受理																				
	7 同条例第9条第2項の規定による特定事業者以外の事業者の取組計画の概要の公表																				
	8 同条例第9条第31項において準用する同条例第8条第4項及び第5項の規定による特定事業者以外の事業者の取組計画の変更の届出及び達成状況の報告の受理																				
	9 同条例第9条第33項において準用する同条例第21項の規定による特定事業者以外の事業者の取組計画の変更及び達成状況の概要の公表																				
	10 同条例第11条第1項の規定による事業者に対する指導																				
	11 同条例第11条第2項の規定による特定事業者に対する勧告及びその旨の公表																				
	12 同条例第11条第																				
る条例施行規則(平成17年鳥取県規則第6号)に基づく知事の権限に属する事務	2 同規則第4条第4項の規定による駐車特等エンジン停止推進事業所認証明書の交付																				
	3 同規則第4条第5項の規定による通知																				
	4 同規則第4条第6項の規定による変更申請に基づく審査及び通知																				
	5 同規則第4条第7項の規定による報告書の受理及び当該報告書に基づく審査及び通知																				
	6 同規則第4条第8項の規定による助言又は指導																				
	7 同規則第4条第9項の規定による認証の取消し																				
	8 同規則第4条第10項の規定による認証の取消しの通知																				
	9 同規則第6条第4項の規定による駐車特等エンジン停止宣言者認証証明書の交付																				

3 同法第4条第7項の規定による湖沼水質保全計画の公表									
4 同法第7条第1項の規定による湖沼特定事業易に係る規制基準の設定									
5 略									
6 略									
7 略									
8 同法第14条の規定によるみなし指定地域特定施設となった際の届出の受理等									総合事務所長
9 略									
10 略									
11 略									
12 略									
13 略									
14 略									
15 同法第23条第5項の規定による政令立案の申出等に係る市町村長への意見聴取									
16 略									
17 同法第25条第1項の規定による流出水対策地区の指定									
18 同法第25条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による流出水対策地区の指定に係る市町村長への意見聴取									
19 同法第25条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による流出水対策地区の指定の公表									
20 同法第28条の規定による指導、助言及び勧告									総合事務所長
21 同法第29条第1項の規定による湖辺環境保護地区の指定									
22 同法第29条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による湖辺環境保護地区の指定に係る市町村長への意見聴取									
23 同法第29条第4項（同条第5項に									

1 略									
2 略									
3 略									
4 同法第14条の規定によるみなし特定施設となった際の届出の受理等									総合事務所長
5 略									
6 略									
7 略									
8 略									
9 略									
10 略									
11 略									

	おいて準用する場合を含む。)の規定による湖沼環境保護世区の指定の公表									
	24 同法第39条第1項の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要求等									
略										
十六 土壌汚染対策法(平成4年法律第53号)に基づく知事の権限に属する事務	略									
	4 同法第3条第4項の規定による土地の利用方法の変更の届出の受理									総合事務所長
	5 同法第3条第5項の規定による確認の取消し									総合事務所長
	6 同法第4条第1項の規定による土地の形質の変更の届出の受理									総合事務所長
	7 同法第4条第2項の規定による調査結果の報告の命令									総合事務所長
	8 同法第5条第1項の規定による調査結果の報告の命令									総合事務所長
	9 同法第5条第2項の規定による調査の実施									総合事務所長
	10 同法第6条第1項の規定による要措置区域の指定								—	総合事務所長
	11 同法第6条第4項の規定による要措置区域の指定の解除								—	総合事務所長
	12 同法第7条第1項の規定による土地所有者等に対する措置の指示									総合事務所長
	13 同法第7条第1項ただし書の規定による汚染行為をした者に対する措置の指示									総合事務所長
	14 同法第7条第4項の規定による措									総合事務所長

	12 同法第28条第1項の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要求等									
略										
十六 土壌汚染対策法(平成4年法律第53号)に基づく知事の権限に属する事務	略									
	4 同法第4条第1項の規定による調査結果の報告の命令									総合事務所長
	5 同法第4条第2項の規定による調査の実施									総合事務所長
	6 同法第5条第1項の規定による区域の指定								—	
	7 同法第5条第2項の規定による区域の指定の広告									
	8 同法第5条第4項の規定による指定区域の解除								—	
	9 同法第6条第1項の規定による指定区域台帳の調製及び保管									
	10 同法第7条第1項の規定による土地所有者等に対する措置命令									総合事務所長
	11 同法第7条第2項の規定による汚染行為をしたものに対する措置命令									総合事務所長

置命令							
15	同法第7条第5項の規定による措置の実施						総合事務所長
16	同法第11条第1項の規定による形質変更時要届出区域の指定						総合事務所長
17	同法第11条第2項の規定による形質変更時要届出区域の指定の解除						総合事務所長
18	同法第12条第1項の規定による土地の形質の変更の届出の受理						総合事務所長
19	同法第12条第2項の規定による土地の形質の変更に着手している旨の届出の受理						総合事務所長
20	同法第12条第3項の規定による応急措置としての土地の形質の変更の届出の受理						総合事務所長
21	同法第12条第4項の規定による土地の形質の変更に係る計画変更命令						総合事務所長
22	同法第14条第1項の規定による指定の申請の受理						総合事務所長
23	同法第14条第4項の規定による報告等の様式等						総合事務所長
24	同法第15条第1項の規定による要措置区域及び形質変更時要届出区域の台帳の調製及び保管						総合事務所長
25	同法第16条第1項の規定による汚染状態が基準に適合することの認定						総合事務所長
26	同法第16条第1項の規定による汚染土壌の搬出時の届出の受理						総合事務所長
27	同法第16条第2項の規定による届出事実の変更の届出の受理						総合事務所長
28	同法第16条第3項の規定による汚染土壌の搬出の届出の受理						総合事務所長
29	同法第16条第4項の規定による措置命令						総合事務所長
30	同法第19条の規定による措置命令						総合事務所長
31	同法第20条第6項の規定による汚染土壌の運搬又は						総合事務所長
12	同法第7条第3項において準用する同法第4条第2項の規定による措置の実施						総合事務所長
13	同法第9条第1項の規定による土地の形質の変更の届出の受理						総合事務所長
14	同法第9条第2項の規定による土地の形質の変更に着手している旨の届出の受理						総合事務所長
15	同法第9条第3項の規定による応急措置としての土地の形質の変更の届出の受理						総合事務所長
16	同法第9条第4項の規定による土地の形質の変更に係る計画変更命令						総合事務所長

	処理の状況の把握 結果の届出の受理																		
	32 同法第22条第1 項の規定による汚 染土壌処理業の許 可																		
	33 同法第22条第9 項の規定による事 故の届出の受理																		総合事務所長
	34 同法第23条第1 項の規定による汚 染土壌処理業の変 更の許可																		
	35 同法第23条第3 項の規定による汚 染土壌処理業者の 軽微な変更の届出 の受理																		
	36 同法第23条第4 項の規定による汚 染土壌処理の事業 の休止等の届出 の受理																		
	37 同法第24条の規 定による措置命令																		総合事務所長
	38 同法第25条の規 定による汚染土壌 処理業の許可の取 消し等																		
	39 同法第27条第2 項の規定による措 置命令																		総合事務所長
	40 同法第44条第1 項、第3項又は第 4項の規定による 報告の要求及び立 入検査																		総合事務所長
	41 同法第55条の規 定による協議																		総合事務所長
	42 同法第56条第2 項の規定による資 料の送付等の要求 等																		総合事務所長
	43 同法第61条第1 項の規定による土 壌汚染に関する情 報の収集等																		総合事務所長
	44 同法第61条第2 項の規定による公 共施設等の設置者 に対する指導																		総合事務所長
略																			
二十三	天神川 流域下水 道工事に係 る知事の権 限に属する 事務	略																	
	5 工事に係る請負 契約の締結の決定 (一般競争入札又 は指名競争入札の 執行を除く。) (一)及び(二) 略																		
	6 工事に係る土 地、水面等の測量 及び調査(処理場 施設の基本設計等 に係るもの及び一 般競争入札又は指 名競争入札の執行 を除く。) (一)~(三) 略																		
略																			
二十三	天神川 流域下水 道工事の執 行に係る知 事の権限に 属する事務	略																	
	5 工事に係る請負 契約の締結の決定 (一)及び(二) 略																		
	6 工事に係る土 地、水面等の測量 及び調査 (一)~(三) 略																		
	17 同法第29条第1 項の規定による報 告要求及び立入検 査																		総合事務所長
	18 同法第30条の規 定による協議																		
	19 同法第31条第2 項の規定による資 料の送付等の要求 等																		

	<p>7 工事に係る設計又は監督の委託の決定(処理場施設の基本設計等に係るもの及び一般競争入札又は指名競争入札の執行を除く。)</p> <p>(一)～(三) 略</p>								
	<p>8 工事に係る土地、水面等の測量及び調査並びに設計の委託のうち、処理場施設の基本設計等に係るもの(一般競争入札又は指名競争入札の執行を除く。)</p> <p>(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上のもの</p> <p>(二) 契約の対象となる部分の金額が1億円未満のもの</p>								
	9 略								
	10 略								
	11 略								
	12 略								
<p>二十四 天神川流域下水道工事及びこれに伴う委託業務に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同規則第27条の規定による予定価格の決定</p> <p>(一)及び(二) 略</p> <p>(三) 委託対象設計金額(委託契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下水・大気環境課の項の二十四において同じ。)が5,000万円以上の委託業務に係るもの</p> <p>(四) 略</p>							<p>中野総合事務所長</p>	<p>中野総合事務所長</p>
	2 略								
	3 略								
<p>二十五 天神</p>	略								
	<p>7 工事に係る設計又は監督の委託の決定</p> <p>(一)～(三) 略</p>								
	8 略								
	9 略								
	10 略								
	11 略								
<p>二十四 天神川流域下水道工事及びこれに伴う委託業務に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同規則第21条の規定による入札者の指名</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 委託対象設計金額(委託契約の対象となる部分の設計金額をいう。水・大気環境課の項の二十四において同じ。)が5,000万円以上の委託業務に係るもの</p> <p>(四) 委託対象設計金額が5,000万円未満の委託業務に係るもの</p>			<p>中野総合事務所長</p>					
	<p>2 同規則第27条の規定による予定価格の決定</p> <p>(一)及び(二) 略</p> <p>(三) 委託対象設計金額が5,000万円以上の委託業務に係るもの</p> <p>(四) 略</p>								
	3 略								
	4 略								
<p>二十五 天神</p>	略								

4	同法第9条第6項(同法第63条第2項において準用する場合を含む。)の規定による用排水施設等を管理する者等の意見の聴取								
5	同法第30条の2第21項の規定による都市計画事業の認可の申請がされなかった旨の公告								
6	同法第62条第1項(同法第63条第2項において準用する場合を含む。)の規定による都市計画事業の認可の告示及び図書の写しの送付								
7	同法第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可の申請								
8	同法第65条第1項の規定による土地の形質の変更等の許可								総合事務所長
9	同法第65条第2項の規定による施行者の意見の聴取								総合事務所長
10	同法第66条の規定による国土交通省令で定める事項の公告								
11	同法第66条の規定による事業地内の土地建物等の有償譲渡について制限があることを関係権利者に周知させるための必要な措置並びに事業地及びその付近地の住民に対する説明等の措置の実施								総合事務所長
12	同法第67条第2項の規定による土地建物等を買取るべき旨の趣意								
13	同法第68条第2項の規定による買収るべき土地の価額の協議								総合事務所長
14	同法第80条第1項の規定による報告等の要求並びに必要な通告及び助言のうち8の許可に係るもの								総合事務所長
15	同法第81条第1項の規定による許可等の取消し、変更等の監督処分及び同法第21項の規定による是正措置の執行命令等のうち8の許可に係るもの								総合事務所長
16	同法第81条第3項の規定による是								総合事務所長

	正措置の執行命令等をする旨の公示のうち8の許可に係るもの								
	17 同法第32条第1項の規定による立入検査のうち15の監督処分を行うためのもの								総合事務所長
略									
景観まちづくり課	三 都市計画法に基づく知事の権限に属する事務（水・大気環境課、公園自然課若しくは道路建設課の所掌事務に係るもの又は市町村長に委任したものを除く。）								
	略								
	2 同法第5条第3項（同法第6項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画区域の指定についての国土交通大臣への協議								—
	略								
	5 同法第16条の規定による公聴会の開催等								—
	略								
	7 同法第18条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村からの意見聴取及び都市計画の決定 (一) 関係市町村からの意見聴取 (二) 都市計画の決定								—
	8 同法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画の決定についての国土交通大臣への協議								—
	9 同法第19条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の都市計画区域又は準都市計画区域における都市計画の決定についての同意								—
	略								
	14 同法第23条第1項の規定による農林水産大臣への協議又は第6項の規定による協議								—
	略								
	58 同法第33条第1項の規定による県が施行する都市計画事業に係る事業計画の変更の認可								

略									
景観まちづくり課	三 都市計画法（昭和三十九年法律第100号）に基づく知事の権限に属する事務（景観まちづくり課の所掌事務に係るもの）に限り、市町村長に委任したものを除く。）								
	略								
	2 同法第5条第3項（同法第6項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画区域の指定についての国土交通大臣への協議								—
	略								
	5 同法第16条の規定による公聴会の開催等								—
	略								
	7 同法第18条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画の決定								—
	8 同法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画の決定についての国土交通大臣への協議								—
	9 同法第19条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の都市計画区域又は準都市計画区域における都市計画の決定についての同意								—
	略								
	14 同法第23条第1項の規定による農林水産大臣への協議、第2項の経済産業大臣及び環境大臣への意見照会又は第6項の規定による協議								—
	略								
	58 同法第33条第1項の規定による県が施行する都市計画事業に係る事業計画の変更の認可								

十四 略									
十五 略									
十六 略									
公 略									
公園 自然 課	自然公園 法(昭和三十二年法律第161号)に基づき知事の権限に属する事務	1 同法第9条第2項の規定による国定公園事業の決定 (一)及び(二) 略							
		2 同法第9条第4項(同法第5項において準用する場合を含む。)の規定による国定公園事業の決定等に係る公示 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの							総合事務所長
		3 同法第10条第2項の規定による国立公園事業の一部を執行することの協議 (一)及び(二) 略							
		4 同法第10条第6項の規定による変更協議 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの							総合事務所長
		5 同法第10条第9項の規定による軽微な変更の届出 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの							総合事務所長
		6 同法第13条の規定による国立公園事業の休止又は廃止の届出 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの							総合事務所長
		7 同法第14条第2項の規定による同意の失効の届出 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの							総合事務所長
		8 同法第16条第2項又は第3項の規定による国定公園事業の一部の執行の同意又は認可 (一)及び(二) 略							
		9 同法第16条第4項において準用す							

の権限に属する事務									
十七 略									
十八 略									
十九 略									
公 略									
公園 自然 課	自然公園 法(昭和三十二年法律第161号)に基づき知事の権限に属する事務	1 同法第7条第4項の規定による国定公園に関する公園事業の決定 (一)及び(二) 略							
		2 同法第9条第2項の規定による国立公園に関する公園事業の一部を執行することの協議の申請 (一)及び(二) 略							
		3 同法第10条第2項又は第3項の規定による国定公園に関する公園事業の一部の執行の同意又は認可 (一)及び(二) 略							

る同法第10条第6項の規定による変更の同意又は認可 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの							総合事務所長
10 同法第16条第4項において準用する同法第10条第9項の規定による軽微な変更の届出の受理 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの							総合事務所長
11 同法第16条第4項の規定において準用する同法第11条の規定による改善命令 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの							総合事務所長
12 同法第16条第4項において準用する同法第12条第1項又は第2項の規定による地位の承継の同意又は承認 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの							総合事務所長
13 同法第16条第4項において準用する同法第13条の規定による国定公園事業の休止又は廃止の届出の受理 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの							総合事務所長
14 同法第16条第4項において準用する第14条第2項の規定による同意又は認可の失効の届出の受理 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの							総合事務所長
15 同法第16条第4項において準用する同法第14条第3項の規定による認可の取消し (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの							総合事務所長
16 同法第16条第4項において準用する同法第15条第1項の規定による原状回復等の命令又は同条第2項の規定							

(一)及び(二) 略									
27 同法第21条第5項の規定による環境大臣への諮議 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
28 同法第21条第6項の規定による行為の継続の届出の受理 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
29 同法第23条第1項の規定による国定公園の利用調整地区の指定									
30 同法第23条第2項において準用する同法第5条第3項の規定による国定公園の利用調整地区の指定等の公示									
31 同法第23条第3項第7号の規定による国定公園の利用調整地区への立入りの許可 (一)及び(二) 略									
32 同法第24条第1項の規定による国定公園の利用調整地区への立入りの認定 (一)及び(二) 略									
33 同法第24条第4項又は第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による国定公園の立入認定証の交付又は再交付 (一)及び(二) 略									
34 同法第24条第7項の規定による国定公園の利用調整地区への立入りの認定 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
35 同法第25条第1項の規定による国定公園の指定認定機関の指定									
36 同法第27条第1項の規定による指定認定機関の規程の認可									

(一)及び(二) 略									
11 同法第15条第1項の規定による国定公園における利用調整地区の指定									
12 同法第15条第2項の規定による国定公園における利用調整地区の指定の公示									
13 同法第15条第3項第6号の規定による国定公園における利用調整地区への立入りの許可 (一)及び(二) 略									
14 同法第16条第1項の規定による国定公園の利用調整地区への立入りの認定 (一)及び(二) 略									
15 同法第16条第4項の規定による国定公園における立入認定証の交付及び同法第5項の規定による国定公園の入認定証の再交付 (一)及び(二) 略									
16 同法第17条第1項の規定による国定公園の指定認定機関の指定									
17 同法第17条第5項の規定による国定公園の指定認定機関の指定の公示									
18 同法第19条第1項の規定による指定認定機関の規程の認可									

37 同法第27条第2項の規定による事業計画及び収支予算並びにその変更の認可						19 同法第19条第2項の規定による事業計画及び収支予算並びにその変更の認可					
38 同法第27条第4項の規定による認定関係事務の休止又は廃止の許可						20 同法第19条第4項の規定による認定関係事務の休止又は廃止の許可					
39 同法第29条第1項の規定による認定関係事務についての監督上必要な命令						21 同法第21条第1項の規定による認定関係事務についての監督上必要な命令					
40 同法第29条第2項又は第3項の規定による指定認定機関の指定の取消し						22 同法第21条第2項又は第3項の規定による指定認定機関の指定の取消し					
41 同法第30条第1項の規定による認定関係事務等についての報告の徴収又は立入検査の実施						23 同法第21条第4項の規定による指定認定機関の指定の取消の公示					
42 同法第33条第1項の規定による国定公園の普通遊歩域内における工作物の新築等の行為の届出の受理 (一)及び(二) 略						24 同法第22条第1項の規定による認定関係事務等についての報告の徴収又は立入検査の実施					
43 同法第33条第2項の規定による禁止命令等の処分、同法第4項の規定による処分期間の延長又は同法第6項の規定による届出に係る行為に着手することができる期間の短縮 (一)及び(二) 略						25 同法第26条第1項の規定による国定公園の普通遊歩域内における工作物の新築等の行為の届出の受理 (一)及び(二) 略					
44 同法第34条第1項の規定による中止命令等又は同法第2項の規定による原状回復等の実施等及び公告 (一)及び(二) 略						26 同法第26条第2項の規定による国定公園の普通遊歩域内における工作物の新築等の行為の禁止命令等の処分、第4項の規定による処分期間の延長又は第6項の規定による届出に係る行為に着手することができる期間の短縮 (一)及び(二) 略					
45 同法第35条第1項又は第2項の規定による国定公園における行為の実施状況等についての報告の徴収又は立入検査等の実施 (一)及び(二) 略						27 同法第27条第1項の規定による国定公園における行為の中止等の命令 (一)及び(二) 略					
46 同法第38条第2項の規定による生態系維持回復事業計画の決定						28 同法第28条第1項又は第2項の規定による国定公園における行為の実施状況等についての報告の徴収又は立入検査等の実施 (一)及び(二) 略					
47 同法第38条4項(同法第6項において準用する場合を含む。)の規定による生態系維持											